

**女川原子力発電所における東北地方太平洋沖地震等の地震後の
設備健全性に係る点検・評価計画書の概要について**

本計画書は、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震および2011年4月7日宮城県沖の地震が女川原子力発電所の設備の健全性に及ぼした影響について評価することを目的に、女川原子力発電所1号機、2号機および3号機における建物・構築物の点検・評価の計画をそれぞれとりまとめたものである。

なお、点検については、平成23年5月より開始しており、平成23年9月より総合評価を開始予定としている。

【点検・評価の対象】

点検・評価は、電気事業法にもとづく事業用電気工作物の工事計画書に記載のある全ての建物・構築物を対象として実施する。また、耐震上重要な機器の間接支持構造物に該当する建物・構築物、安全上の重要度分類クラス1に該当する建物・構築物についても対象とする。

点検・評価の対象とする建物・構築物は以下のとおり。

1号機（共用含む）	2号機	3号機
<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋 ・制御建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・排気筒 ・排気筒基礎 ・海水ポンプ室 ・非常用ガス処理系 配管ダクト ・原子炉補機冷却海水系 配管ダクト ・原子炉補機冷却海水系 取水路 ・固体廃棄物貯蔵所（共用） ・サイトバンカ建屋（共用） ・焼却炉建屋（共用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋 ・制御建屋 ・タービン建屋 ・排気筒 ・排気筒基礎 (2、3号機共用) ・海水ポンプ室 ・非常用ガス処理系 配管ダクト ・原子炉補機冷却海水系 配管ダクト ・原子炉補機冷却海水系 取水路 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・サービス建屋 ・海水熱交換器建屋 ・排気筒 ・排気筒基礎 (2、3号機共用) ・非常用ガス処理系 配管ダクト ・原子炉補機冷却海水系 配管ダクト ・原子炉補機冷却海水系 取水路

【点検・評価の基本的な考え方】

点検は、各建物・構築物に共通して、目視点検を主体として実施する。耐震安全上重要なものについては、点検と地震応答解析を実施し、両者の結果を踏まえて健全性を評価する。

【点検・評価の体制】

点検・評価の体制は以下の通り。

なお、建物・構築物の点検の計画および点検結果の妥当性について、第三者機関の確認を受けることとしている。

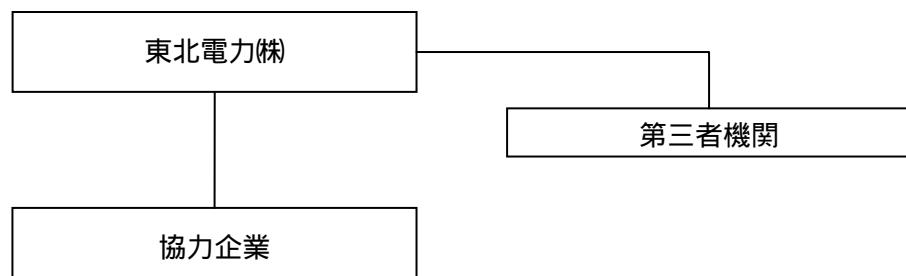


図 点検・評価体制

以 上

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成21年3月9日一部改訂)において、構築物、系統および機器に対し、安全上の見地からそれらの相対的重要性が定められており、その重要度に応じて、クラス1、クラス2およびクラス3に分類されている。